

友好港提携20周年記念ベトナム・ダナン市及び近隣都市訪問「川崎市民交流団」参加申込書

フリガナ				生年月日	年	月	日	性別	男	女	
氏名					(才)					
ローマ字											
〒											
住所	TEL	()	お名前			自宅携帯	()		
							FAX	()		
							e-mail	()		
国内緊急連絡先	TEL	()				お名前				
一人部屋	希望する			希望しない			氏名				
48,000円別途かかります。			同室希望者								
【現在有効なパスポートをお持ちの方】						【パスポートをお持ちでない方】					
パスポートコピー（顔写真のページ）をお申込書と一緒に提出ください。						パスポート取得予定日をご記入ください。					
						年 月 日取得予定					

【申込先】近畿日本ツーリスト株式会社トラベルサービスセンター東日本 FAX: 03-6730-3229

（キリトリせん）

旅行条件書（海外旅行）

■旅行代金に含まれるもの
 ①航空運賃：1階空運賃（乗機された区間の航空運賃） ②宿泊料金（2人1室ツイン利用、バス、トイレ付き） ③食料料金：日程表に明示した食料の料金及び税・サービス料 ④観光料金：日程表に記載された観光料金（バス料金、ガイド料金）
 ⑤税金・サービス料 ⑥手荷物運賃料金（航空会社規程範囲内） ⑦添乗員利用費用（各コース1名同行）
 ⑧その他の費用は、お客様都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。
 旅行代金算出基準日：2013年9月10日

■旅行代金に含まれないもの
 前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。
 ①超過手荷物料金（総額を超える分） ②クーリック代、電話・電報代、飲食代等個人的性格の費用 ③旅券印紙代（5年後の場合、11,000円、10年後の場合、16,000円） ④日本国内の各空港までの移動交通費（燃油サーチャージ、約20,000円、海外別途諸税：約9,040円、成田空港施設利用料及び旅客保安サービス料：2,540円、カンボジアVISA取得料金：3,000円が別途必要になります。） ⑤個人保証（VISA）の代理申請取付料及び渡航手続取付料金（5,000円）⑥任意の海外旅行傷害保険 ⑦その他「旅行代金に含まれるもの」に含まれない費用

■お申し込み
 (1)申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。＊申込金は、「旅行代金」「取消料」「返送料」のそれぞれ一部または全部として取扱いします。
 お客様がご提出の申込書にお書きのローマ字を記入される時は旅券に記載されているとお書きを必ずご記入ください。お客様またはお書きの訂正の場合に於いては航空券の発行替えの取扱いが必要となります。なお、運送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行手続料を「無効」とした場合もあります。この場合、所定の取消料（「取消料」の欄に記載）をいただきます。また、氏名の他に性別・年齢・国籍などが違った場合も同様となりますので、ご注意をお願いいたします。

(2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとなります。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします）
 (3)身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、お客様がご提出の申込書に「障害者」の欄に「あり」と記載し、ご希望の旅行内容について、当社がお客様のために適切な特別な措置を実施する費用をお客様の負担とします。
 (4)15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意が必要となります。

(5)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んだことになります。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

■旅行契約
 (1)旅行契約の締結を希望されるお客様と旅行条件
 (2)当社は、当社が提供するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金等）のお支払いを受けることが「通信契約」といいます。条件に、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の締結する場合もあります。ただし、当社が提携会社と無関係の旅行代理店を含む加盟店がない等、または業務上の理由でお取り扱いできない場合があります。
 (3)通信契約の申込みの際に、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
 (4)通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を發した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守電等で行った場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
 (5)通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行する旨を日とし、前述の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。

■お客様が提出される事項
海外危険情報に関する事項
 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出ている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」http://www.pubsan.mof.go.jp/でも危険情報を知ることができます。
 渡航先が「海外危険情報」が発出された場合の履行中止について
 (1)「十分注意して下さい」
 (2)「注意して下さい」
 (3)「渡航の延期をおすすめします」

■お客様が提出される事項
渡航先に関する事項
 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出ている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」http://www.pubsan.mof.go.jp/でも危険情報を知ることができます。
 渡航先が「海外危険情報」が発出された場合の履行中止について
 (1)「十分注意して下さい」
 (2)「注意して下さい」
 (3)「渡航の延期をおすすめします」

■お客様が提出される事項
渡航先に関する事項
 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出ている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」http://www.pubsan.mof.go.jp/でも危険情報を知ることができます。
 渡航先が「海外危険情報」が発出された場合の履行中止について
 (1)「十分注意して下さい」
 (2)「注意して下さい」
 (3)「渡航の延期をおすすめします」

■お客様が提出される事項
渡航先に関する事項
 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出ている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」http://www.pubsan.mof.go.jp/でも危険情報を知ることができます。
 渡航先が「海外危険情報」が発出された場合の履行中止について
 (1)「十分注意して下さい」
 (2)「注意して下さい」
 (3)「渡航の延期をおすすめします」

■お客様が提出される事項
渡航先に関する事項
 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出ている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」http://www.pubsan.mof.go.jp/でも危険情報を知ることができます。
 渡航先が「海外危険情報」が発出された場合の履行中止について
 (1)「十分注意して下さい」
 (2)「注意して下さい」
 (3)「渡航の延期をおすすめします」

■お客様が提出される事項
渡航先に関する事項
 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出ている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」http://www.pubsan.mof.go.jp/でも危険情報を知ることができます。
 渡航先が「海外危険情報」が発出された場合の履行中止について
 (1)「十分注意して下さい」
 (2)「注意して下さい」
 (3)「渡航の延期をおすすめします」

■お客様が提出される事項
渡航先に関する事項
 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出ている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」http://www.pubsan.mof.go.jp/でも危険情報を知ることができます。
 渡航先が「海外危険情報」が発出された場合の履行中止について
 (1)「十分注意して下さい」
 (2)「注意して下さい」
 (3)「渡航の延期をおすすめします」

■お客様が提出される事項
渡航先に関する事項
 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出ている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」http://www.pubsan.mof.go.jp/でも危険情報を知ることができます。
 渡航先が「海外危険情報」が発出された場合の履行中止について
 (1)「十分注意して下さい」
 (2)「注意して下さい」
 (3)「渡航の延期をおすすめします」

■お客様が提出される事項
渡航先に関する事項
 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出ている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」http://www.pubsan.mof.go.jp/でも危険情報を知ることができます。
 渡航先が「海外危険情報」が発出された場合の履行中止について
 (1)「十分注意して下さい」
 (2)「注意して下さい」
 (3)「渡航の延期をおすすめします」

■お客様が提出される事項
渡航先に関する事項
 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出ている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」http://www.pubsan.mof.go.jp/でも危険情報を知ることができます。
 渡航先が「海外危険情報」が発出された場合の履行中止について
 (1)「十分注意して下さい」
 (2)「注意して下さい」
 (3)「渡航の延期をおすすめします」

■お客様が提出される事項
渡航先に関する事項
 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出ている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」http://www.pubsan.mof.go.jp/でも危険情報を知ることができます。
 渡航先が「海外危険情報」が発出された場合の履行中止について
 (1)「十分注意して下さい」
 (2)「注意して下さい」
 (3)「渡航の延期をおすすめします」

■お客様が提出される事項
渡航先に関する事項
 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出ている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」http://www.pubsan.mof.go.jp/でも危険情報を知ることができます。
 渡航先が「海外危険情報」が発出された場合の履行中止について
 (1)「十分注意して下さい」
 (2)「注意して下さい」
 (3)「渡航の延期をおすすめします」

■お客様が提出される事項
渡航先に関する事項
 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出ている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」http://www.pubsan.mof.go.jp/でも危険情報を知ることができます。
 渡航先が「海外危険情報」が発出された場合の履行中止について
 (1)「十分注意して下さい」
 (2)「注意して下さい」
 (3)「渡航の延期をおすすめします」

■お客様が提出される事項
渡航先に関する事項
 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出ている場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」http://www.pubsan.mof.go.jp/でも危険情報を知ることができます。
 渡航先が「海外危険情報」が発出された場合の履行中止について
 (1)「十分注意して下さい」
 (2)「注意して下さい」
 (3)「渡航の延期をおすすめします」

■取消料のかからない場合（お客様による旅行契約の解除）
 下記の事由は取消料はいただきません。（一部例外）
 ①旅行契約内容に変更がなされた場合
 ②旅行代金が増額された場合
 ③当社が確定日程表を表記の日に交付しない場合
 ④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき

■当社による旅行契約の解除
 次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。（一部例外）
 ①お客様の都合が旅行契約の締結した旅行日程に適合しなかったとき
 ②旅行代金を期日より前日から起算してさかのぼって、23日目に当日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知し、
 ③申込条件の不適合 ④病氣、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき

■当社の責任
 当社がお客様の手配代行者がお客様をいれたときは損害を賠償いたします。お客様に開示する賠償限度額は1人15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません）。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の責任と認められない事由により損害を受けたとき

■特別補償
 当社がお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日より4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対について補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、「当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日」については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合は限り、「当旅行参加日」とはいたしません。

■旅程保証
 旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の要する補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる要する補償金の額は、旅行代金の5%を限度とします。また、旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他旅行の料率の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後より元の補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、「当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日」については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合は限り、「当旅行参加日」とはいたしません。	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任
 本旅行は本旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日より4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対について補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、「当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日」については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合は限り、「当旅行参加日」とはいたしません。

■お客様の責任
 本旅行は本旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日より4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対について補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、「当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日」については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合は限り、「当旅行参加日」とはいたしません。

■お客様の責任
 本旅行は本旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日より4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対について補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、「当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日」については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合は限り、「当旅行参加日」とはいたしません。

■お客様の責任
 本旅行は本旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日より4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対について補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、「当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日」については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合は限り、「当旅行参加日」とはいたしません。

■お客様の責任
 本旅行は本旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日より4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対について補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、「当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日」については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合は限り、「当旅行参加日」とはいたしません。

■お客様の責任
 本旅行は本旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日より4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対について補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、「当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日」については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合は限り、「当旅行参加日」とはいたしません。

■お客様の責任
 本旅行は本旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日より4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対について補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、「当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日」については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合は限り、「当旅行参加日」とはいたしません。

■お客様の責任
 本旅行は本旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日より4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対について補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、「当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日」については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合は限り、「当旅行参加日」とはいたしません。

■お客様の責任
 本旅行は本旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日より4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対について補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、「当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日」については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合は限り、「当旅行参加日」とはいたしません。

■お客様の責任
 本旅行は本旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日より4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対について補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、「当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日」については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合は限り、「当旅行参加日」とはいたしません。

■お客様の責任
 本旅行は本旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日より4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対について補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、「当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日」については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合は限り、「当旅行参加日」とはいたしません。

■お客様の責任
 本旅行は本旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日より4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対について補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、「当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日」については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合は限り、「当旅行参加日」とはいたしません。

■お客様の責任
 本旅行は本旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日より4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対について補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、「当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日」については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合は限り、「当旅行参加日」とはいたしません。

■お客様の責任
 本旅行は本旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日より4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対について補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、「当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日」については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合は限り、「当旅行参加日」とはいたしません。

企画

(公財)川崎市国際交流協会

〒111-0033 神奈川県川崎市中原区木月祇園町2-2

TEL.044-435-7000

FAX.044-435-7010

申込金・旅行代金振込口座

銀行名：三井住友銀行 横浜駅前支店

口座名：近畿日本ツーリスト株式会社横浜支店

口座番号：（普通）8868633

お問い合わせ・申し込み先

近畿日本ツーリスト株式会社トラベルサービスセンター東日本

友好港提携20周年記念ベトナム・ダナン市及び近隣都市訪問「川崎市民交流団」係

〒130-0022 東京都墨田区江東橋3-4-2錦糸町マークビル3F

TEL.03-6730-3220 FAX.03-6730-3229

営業時間 10:00～17:00(土・日・祝日は休み)

※お取消し・ご変更のご連絡が休業日・営業時間外の場合は、

総合旅行業務取扱管理者 井上 和直・伊藤 義彦 翌営業日の扱いとなりますので、予めご了承ください。

総合旅行業務取扱管理者とは、当社での取引の責任者です。この旅行の契約に、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

旅行企画・実施 近畿日本ツーリスト株式会社 横浜支店

〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸2-5-15 日総第3ビル2F

観光庁長官登録旅行業第1944号 一般社団法人日本旅行業協会正会員 ポイント保証会員 旅行業公正取引協議会会員

パンフレット作成日 2013年9月10日

